特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	健康管理（母子保健法）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
行方市は，健康管理（母子保健法）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
行方市長

公表日
令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（母子保健法）に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び妊産婦健診・乳幼児健診の管理 妊娠の届出等は，窓口及びサービス検索・電子申請で受領する。ただし，母子健康手帳の交付は窓口のみ。処分の通知等は，マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	健康管理システム，宛名管理システム，中間サーバー，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル），申請管理システム，EUCシステム，庁内データ連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
妊婦台帳ファイル，妊婦健診ファイル，新生児訪問ファイル，乳幼児健診ファイル，宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95，96の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95，96の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0291-32-8555
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0291-32-8555
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[　]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　]接続しない（入手）　　[　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行方市側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項　別表第二　第56－2項	番号法第19条第7号　別表第二　（第56－2項，第69－2項，第86項）	事後	
令和1年12月18日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和1年12月18日	事後	
令和2年12月18日	Ⅰ－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二　（第56-2項，第69-2項，第86項）	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二　（第69の2の項，第70の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）第38条の3，第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二　（第26の項，第56の2項，第87の項） ・別表第二の主務省令　第19条，第30条，第44条	事後	
令和2年12月18日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和1年12月18日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月11日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二　（第69の2の項，第70の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）第38条の3，第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二　（第26の項，第56の2項，第87の項） ・別表第二の主務省令　第19条，第30条，第44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二　（第69の2の項，第70の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）第38条の3，第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二　（第26の項，第56の2項，第87の項） ・別表第二の主務省令　第19条，第30条，第44条	事後	
令和4年3月11日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月26日	事後	
令和5年3月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び妊婦健診・幼児健診の管理	母子保健法に基づく妊娠届及び妊産婦健診・乳幼児健診の管理	事後	
	Ⅱ ー1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和4年1月26日	令和5年2月1日	事後	
令和5年9月11日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づく妊娠届及び妊産婦健診・乳幼児健診の管理	母子保健法に基づく妊娠届及び妊産婦健診・乳幼児健診の管理 妊娠の届出等は，窓口及びサービス検索・電子申請で受領する。ただし，母子健康手帳の交付は窓口のみ。処分の通知等は，マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム，宛名管理システム，中間サーバー	健康管理システム，宛名管理システム，中間サーバー，サービス検索・電子申請機能（マイナポータル），申請管理システム	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和5年2月1日	令和6年2月5日	事後	
令和6年6月28日	Ⅰ－5　評価実施機関における担当部署	①部署　市民福祉部健康増進課 ②所属長の役職名　健康増進課長	①部署　市民福祉部こども課 ②所属長の役職名　こども課長	事後	
	Ⅰ－7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市市民福祉部健康増進課　茨城県行方市山田3282-10　0291-34-6200	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0299-72-0811	事後	
	Ⅰ－8　特定個人情報ファイル取り扱いに関する問い合わせ	行方市市民福祉部健康増進課　茨城県行方市山田3282-10　0291-34-6200	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0299-72-0811	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育料システム，宛名管理システム，中間サーバー，マイナポータル，いばらき電子申請・届出サービス，申請管理システム	保育料システム，宛名管理システム，中間サーバー，マイナポータル，いばらき電子申請・届出サービス，申請管理システム，EUCシステム，庁内データ連携システム	事前	
	Ⅰ－7　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③システムの名称	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0299-72-0811	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0291-32-8555	事後	
	Ⅰ－8　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0299-72-0811	行方市市民福祉部こども課　茨城県行方市山田3282-10　0291-32-8555	事後	
	Ⅳ－8　人手を介在させる作業	（追加）		事後	
	Ⅳ－11　もっとも優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表第一　第49項	・番号法第9条第1項別表70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二　（第69の2の項，第70の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下，「別表第二の主務省令」という。）第38条の3，第39条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二　（第26の項，第56の2項，第87の項） ・別表第二の主務省令　第19条，第30条，第44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95，96の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95，96の項	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	
令和8年3月2日	Ⅱ ーいつ時点の計数か	令和7年1月20日	令和8年1月19日	事後	